

(5)項口

寄宿舎・下宿又は共同住宅

設備の種類	設置の基準		
消火器	令 10	一般	延面積 150 m ² 以上
		地階・無窓階又は3階以上の階	床面積 50 m ² 以上
屋内消火栓設備	令 11	一般	延面積 700・< 1,400 >・(2,100) m ² 以上 「注1」
		地階・無窓階又は4階以上の階	床面積 150・< 300 >・(450) m ² 以上 「注1」
	条例 42	地階を除く階数が5以上	全階 「注2」
スプリンクラー設備	令 12	階数が11以上	11階以上の階
	条例 43	地階又は無窓階	床面積 2,000 m ² 以上 「注4」
		高さが31mを超える建築物	高さが31mを超える階 「注6」
屋外消火栓設備	令 19	1階及び2階の床面積の合計	・耐火建築物 9,000 m ² 以上 ・準耐火建築物 6,000 m ² 以上 ・その他 3,000 m ² 以上 「注7」
動力消防ポンプ設備	令 20	屋内消火栓設備 (令 11)・屋外消火栓設備の設置基準による	
	条例 45	2以上の建築物	延面積の合計 3,000 m ² 以上 「注8」
自動火災報知設備	令 21	一般	延面積 500 m ² 以上
		地階・無窓階又は3階以上の階	床面積 300 m ² 以上
		駐車のに供する部分	地階又は2階以上の階で床面積 200 m ² 以上
	条例 46	階数が11以上	11階以上の階
漏電火災警報器	令 22	一般	延面積 150 m ² 以上 「注10」
		契約電流容量	50Aを超えるもの 「注10」
消防機関へ通報する火災報知設備	令 23	一般	延面積 1,000 m ² 以上 「注11」
非常警報設備	令 24	非常ベル等	・収容人員 50人以上 ・地階及び無窓階の収容人員の合計 20人以上 (対象物全体に設置) 「注20」
		非常ベル等+放送設備	・地階を除く階数が11以上 ・地階の階数が3以上 ・収容人員 800人以上 (対象物全体に設置)
避難器具	令 25	2階以上の階又は地階	収容人員 30人以上 (下階に(1)~(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項又は(15)項が存するもの 収容人員 10人以上) 「注12」
		1階段で3階以上の階	収容人員 10人以上
誘導標識	令 26	避難口・通路	地階、無窓階及び11階以上の部分
		標識	全部
消防用水	令 27	敷地面積が20,000 m ² 以上	1階及び2階床面積の合計 ・耐火建築物 15,000 m ² 以上 ・準耐火建築物 10,000 m ² 以上 ・その他 5,000 m ² 以上 「注13」
		高さが31mを超える建築物	延面積 25,000 m ² 以上 (地階を除く。)
連結散水設備	令28の2	地階	床面積の合計 700 m ² 以上
連結送水管	令 29	一般	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延面積 6,000 m ² 以上
	条例 48	建築物の屋上	自動車駐車場又は回転翼航空機の発着場
非常コンセント設備	令29の2	地階を除く階数が11以上	11階以上の階
総合操作盤	規則12他	一般	・延面積 50,000 m ² 以上 ・地階を除く階数が15以上で、延面積 30,000 m ² 以上 「注14」
		特定の設備を1以上設置するもの	・地階を除く階数が11以上で、延面積 10,000 m ² 以上 ・地階の床面積の合計 5,000 m ² 以上 「注14」「注15」
自動消火装置	条例4の4	高さが31mを超える建築物	厨房設備の入力合計 350kw 以上 「注16②」